

令和 8 年 1 月 19 日

一宮市職員の給与の支給等に関する規則の一部を改  
正する規則をここに公布する。

一宮市長 中野正康

令和8年1月19日

一宮市職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

一宮市長 中野正康

一宮市規則第1号

一宮市職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

**第1条** 一宮市職員の給与の支給等に関する規則(昭和28年一宮市規則第7号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>第22条 略</p> <p>2~6 略</p> <p>7 職員(法第22条の4第1項の規定により採用された者を除く。以下この項、次項及び第9項において同じ。)の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の条例第16条第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号ア及びイに定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ市長の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年一宮市条例第2号)第4条第1項の表の適用を受ける職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合</p> <p>ア 直近の人事評価の全体評語が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀以上の職員 <u>100分の87.5以上100分の262.5以下</u></p> <p>イ 直近の人事評価の全体評語が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の人事評価の全</p>	<p>第22条 略</p> <p>2~6 略</p> <p>7 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>ア 直近の人事評価の全体評語が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀以上の職員 <u>100分の90以上100分の270以下</u></p> <p>イ 直近の人事評価の全体評語が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の人事評価の全</p>

<p>体評語が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員(ウの市長の定める職員を除く。) <u>100分の77.5</u></p> <p>ウ 直近の人事評価の全体評語が下位の段階である職員及び基準日以前6か月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の市長の定める職員 <u>100分の71以下</u></p> <p>8~11 略</p>	<p>体評語が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員(ウの市長の定める職員を除く。) <u>100分の80</u></p> <p>ウ 直近の人事評価の全体評語が下位の段階である職員及び基準日以前6か月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の市長の定める職員 <u>100分の73.5以下</u></p> <p>8~11 略</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

**第2条** 一宮市職員の給与の支給等に関する規則の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>第22条 略</p> <p>2~6 略</p> <p>7 職員(法第22条の4第1項の規定により採用された者を除く。以下この項、次項及び第9項において同じ。)の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の条例第16条第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号ア及びイに定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ市長の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年一宮市条例第2号)第4条第1項の表の適用を受ける職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合</p> <p>ア 直近の人事評価の全体評語が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀以上の職員 <u>100分の90以上100分の270以下</u></p>	<p>第22条 略</p> <p>2~6 略</p> <p>7 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>ア 直近の人事評価の全体評語が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀以上の職員 <u>100分の88.75以上100分の266.25以下</u></p>

<p>イ 直近の人事評価の全体評語が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の人事評価の全体評語が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員(ウの市長の定める職員を除く。) <u>100分の80</u></p> <p>ウ 直近の人事評価の全体評語が下位の段階である職員及び基準日以前6か月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の市長の定める職員 <u>100分の73.5以下</u></p> <p>8~11 略</p>	<p>イ 直近の人事評価の全体評語が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の人事評価の全体評語が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員(ウの市長の定める職員を除く。) <u>100分の78.75</u></p> <p>ウ 直近の人事評価の全体評語が下位の段階である職員及び基準日以前6か月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の市長の定める職員 <u>100分の72.25以下</u></p> <p>8~11 略</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

## 付 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の一宮市職員の給与の支給等に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、令和7年12月1日から適用する。  
(給与の内払)
- 3 改正後の規則の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の一宮市職員の給与の支給等に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。